

## 第一章 名目鈔とその伝本

### 第一節 名目鈔の著者自筆本

一

名目鈔の著者は洞院實漚と伝わる。同書に自筆の奥書はないが、東山御文庫の著者自筆本とされるもの（勅封六七六、一七）の筆跡は、實漚の筆跡を伝える「院殿上始次第」（小川剛生二〇〇七、二三頁図4）と同筆と認められることから、所伝を疑う余地はないものと思われる<sup>1)</sup>。

實漚は応永三十六年（一四〇九）に生まれ、康正元年（一四五五）八月に従一位左大臣に昇り、同三年四月これを辞して同年六月に出家したといひ（『公卿補任』三）、また「没年は明らかでないがまもなく没したものとみられる」（『国史大辞典』10一九八九、森茂暁執筆）とされている。さらに『十輪院内府記』文明十四年（一四八二）四月十九日条に「旧故左府仰令白馬次第終写功了」とあるのによって、それまでには没していた（根上剛士一九七六、五六頁）と考えられてきた。

しかし、小川剛生（二〇〇七、二〇頁）は、綾小路有俊の「殿上淵醉」<sup>2)</sup>に「東山左府入道殿、長祿三年霜月十日薨」とあるのによって、没年を長祿三年（一四五九）と特定した。實漚の没年が確定すれば、当然のことながら名目鈔の

1 第一節 名目鈔の著者自筆本

成立はそれ以前ということになる。

また、名目鈔の第一次転写本のうち、もつとも古く書写されたのは、中院通秀（一四四五～九四）が、實熙の息である仁和寺勝南院の守誉（一四四五～八四）に誂えて書写してもらったものである。このかぎりでは文明十六年（一四八四）以前に名目鈔がすでにあったことしか分らない。しかし、漆崎正人（二〇一四）は同書の成立について「諸本のなかには、一四六二（寛正三）年に中院通秀が〔實熙の〕自筆本より書写した旨の奥書をもつ写本があり、それに従えば、一四六二年以前ということになる」（『日本語大事典』下）と述べている。

これよりさき、草部了円（一九六〇、八三頁）は「東山左府は実隆公記によれば、文明六年（一四七四）二月には存命（六十六才）であつたらしく、右大臣に宛てた書状が載っている」とし、さらに子息である公教が出家したところには亡くなつていただろうとして、「左府の薨去は文明七年前後であつた」と推定した。しかし、『実隆公記』文明六年二月十四日条のあとに書き加えられた書状は、たしかに「東山左府状」と右肩にしるされているが、宛名には「右大臣」ではなく「右大将殿」とあり、署名も「内大臣」となっている<sup>3</sup>。もしこれが實熙のものであるとすれば、内大臣であつたのはそれ以前のことであり、また文明六年の内大臣や右大将を實熙と関係づけるのもむつかしく、草部の推定には不明の点がある。

ほかに『国語学大辞典』（一九八〇）所載の「国語年表」には、一五〇〇年（明応九）の条に「名目抄」この年までに成るとあり、『日本語学大辞典』（二〇一八）所載の「日本語年表」には、一四五〇年（宝徳二）の条に「名目抄」（洞院実熙）▽声調・清濁などを示し、故実の読みを伝える」とある。また『群書類従文献年表』（一九三二）も名目鈔の成立を宝徳二年ころとしている。

さらに内部徴証として、名目鈔の衣服篇にある次の一節が注目される。

以上玉帯五位已上用之四位参木又勿論

爰清原業忠法師一流自五位外史着無文玉帯

其由緒欲尋聞之処無沙汰了

清原業忠が出家したのは『公卿補任』によれば長祿二年（一四五八）十月二十五日のことであるから、当然名目鈔の成立はそれ以後のことではなければならない。

以上のことからすれば、名目鈔を實熙がしたものは、長祿二年十月二十六日から翌三年十一月十日までの間であるに相違なく、實熙が没する前の一年ほどの間であつたと推定される。

## 二

それでは、同書が記された目的はなんであつたのか。そのしるされた序文を要約すれば以下のようである。

わが朝の名目は、多くの場合、字音のとおり、和訓のままに読むことはなく、またときどきに清濁を交え用いるので、その発音を伝えなくては正しく伝えたことにならない。昔から家々に伝わる家説も区々であるが、それも相応の理由がないわけではなく、「悉曇の理」にもなっている。連声相呼といひ五音相通といひ、もとの発音のとおりではないが、その意味するところはなほ深いものがある。それらの名目を世では音義にそむいているとか、切韻に合わないなどというが、それは「道の術計」を知らぬといふべきである。自分は若いときからこれを憂え、身近の名目をしるして、これらが後進に伝わらないことを心配してきたが、洞院家の子孫も後世に及べば、いま学んでいる故実も伝わらないことにならう。そんなことになれば、先祖代々の大切な知識も伝わらなくなり、暗澹たる思いがする。そのときには、どうしてこれまで伝えてこなかったかと後悔することであらう。

そもそも名目は、その音調が異なれば、その属する篇目も異なるから、よく習得して発音する必要がある。発音できなければ、かりに知識を学んでも、とくに言いやすくなることもなく、あたかも他郷のことは聞くようなことになろう。ここにしるすことは、ほかの文献を参照することもないので、九牛の一毛にも及ばない。後の人はこれをかならず補訂してほしい。

實淵はまた、清濁はもちろん、連声相呼や五音相通などの「悉曇の理」は、なにも仏家だけのものではなく、俗家のことばにもそれが行われているが、ただそのことが広く知られていないだけのことだ、という趣旨のことも述べている。<sup>(4)</sup> 名目鈔は、朝廷や公家社会の名目一つひとつが清濁、連声相呼、五音相通などの「悉曇の理」にもとづいていることを明らかにし、それを後世に伝えることを目的としたものであったと考えられる。

### 三

名目鈔には、六百ほどの名目が十篇に分けられ、おおく上下二段に掲げられている。いま著者自筆本に記載された項目の数と、その配列、また重出の有無について、篇目ごとにするせば以下のようである。

#### I 「恒例諸公事篇付神事佛事」六二項目

ほかに押紙一紙に別筆で「葡萄染」「不堪佃」「任請」の三項目がしるされているが、ここではそれらを数えていない。19「列見」の前へ53「率川祭」と55「園并韓神祭」からそれぞれ鉤引がある。全体が、正月から順を追って諸公事を配列していることに照らして、それらを二月のところに移したものと思われる。

#### II 「同臨時篇」三七項目

12「行啓」はⅦ院中篇(29)に、14「御幸」は同(24)に、19「評定」はⅣ諸公事言説篇(145)に重出する。

#### III 「私儀篇」一〇項目

9「昇殿」はⅣ諸公事言説篇(153)に、10「還昇」は同(91)に重出する。

#### IV 「諸公事言説篇付私儀」一八二項目

ほかに押紙として別筆で「同車」一項目がしるされているが、ここではそれを数えていない。160「二院」と161「一員」の間にある「一一」、180「八音」と181「百澤王」の間にある「九十」、181「百澤王」と182「万機政」の間にある「千」および182「万機政」の後にある「億」についても項目として数えないことにする。44「令旨」、83「印鑰」、153「昇殿」には鉤点が付けられている。「令旨」はⅦ院中篇(30)に、「昇殿」はⅢ私儀篇(9)にそれぞれ重出しており、また83「印鑰」には「可入雑物」、100「檢校」には「可入人類敷」などと細注のあることからすれば、Ⅳ諸公事言説篇から削除すべきものであったか(151「宣旨」152「宣下」にも同様の細注あり)。ほかに22「入棺」がⅩ喪服篇(13)に、91「還昇」がⅢ私儀篇(10)に、145「評定」がⅡ臨時篇(19)にもそれぞれ見える項目の配列は、この篇にかぎって振り仮名の第一字の「いろは」順に配列されており、そのあとに漢数字ではじまる項目が並ぶ。ただし110「勸盃クエンハイ」は〈ケ〉のところに配列され、また「私云此假名誤敷」と後人による書入れのある38「勸勸シヨツカム」や、41「除籍シヨシヤク」の配列順は〈チ〉のところにある。さらに99「警衛」と100「檢校」との間に、104「警蹕」を配列するよう鉤引がある。

#### V 「禁中所々名篇」四一項目

この篇目には「殿舎門戸等名目別有之仍略而不註其内少々載之矣」と細注が付されている。1「南殿紫宸殿」、10「御殿清涼殿又中殿」、31「殿舎中<sup>少々</sup>」に分けて配列しているが、それぞれの見出しも項目もすべてひとしなみに数えた。

## VI 「人躰篇男女」六〇項目

1 「国母」から26「半物」までが女性についての名目であり、27「一人イチノヒト」以下が男性のそれである。27「一人イチノヒト」と28「一人イチシン」とは鉤引して順序を入れ替える指示がある。また57「史生」にも、49「官掌」の前に移動するよう鉤引がある。

## VII 「院中篇」三〇項目

17「案主」と18「御厩別当」とは鉤引して順序を入れ替える指示がしるされている。また24「御幸」はⅡ臨時篇(14)に、29「行啓」は同(12)に、30「令旨」はⅣ諸公事言説篇(44)に重出する。さらに20「居飼」のあとに一行の空きがあり、28「北面始」のあとには半丁に近い空白が認められる。編集、合綴の都合で生じたものか。そのあとに29「行啓」、30「令旨」の二項目がある。

## VIII 「雑物篇」五四項目

篇目名の下に「文書及衣服車馬具之類各別附之」とあるが、文書篇や車具篇は名のみあって、項目は記されていない。

## IX 「衣服篇」九八項目

12「位袍」に鉤印がある。23「位袍」にも同じ名目があるが、ここではそれぞれを一項目として数えた。一方、67「銀魚帯」と68「草鞋」の間にある「牙笏」は、あきらかに墨消されているので項目には数えない。1「冠」の下位項目として2「厚額」から6「巾子」までがあり、また形式上は14「小袖」の下位項目に15「裳」から17「肩宛」がある。これらは13「礼服」の下位にあるべきか。速水房常『禁中方名目鈔校註』(故実叢書)には「小袖」「礼服」の順に並べられ、「小袖」の校註末尾に「小袖禮服錯置也」とある。また19「小忌」の下位に20「日

蔭糸」から22「心葉」がある。これらもまた、それぞれ独立した項目として数えた。

## X 「喪服篇」二三項目

22「椽」を11「柑子色」の次に移動するよう鉤引がある。13「入棺」はⅣ諸公事言説篇(22)に重出している。以上、重複項目をそれぞれに数えれば、掲載された項目は五九七項目であり、このうち、重出するものは「行啓」「御幸」「評定」「昇殿」「還昇」「令旨」「入棺」「位袍」の八項目である。版本によった速水房常の試算(「名目凡五百九十六除重出者三」校正版本跋文)とはわずかに異なる。

## 四

さて、「名目」とはすなわち「習慣などから来る読みくせ」(『広辞苑』第七版)のことであり、「故実よみ」ともいわれる。山田俊雄(一九六〇、七〇頁)によれば「故実よみの名を与へてもつともふさはしいのは、公事根源・名目抄などの、有職故実関係の用語である」とされ、さらに「儒学世界での地名・人名・書名をはじめとする、種々の、伝統的な読み方の語」、「物語の註釈の世界や、和歌の注解・作法の世界の、いはゆる仮名の文学の用語」、「地理・風俗・名乗など、一般人の生活に密着した方面での、伝統の用語・語形」などがあるとされている。

また「故実よみ」について、山田孝雄(一九五五)は「漢字で書いた語を、古来の慣例に基いて特別な読み方をすべきもの」とし、築島裕(一九八〇)は「漢字で書かれた語について、通常の音訓によらず、特殊な読み方の定まっているもの」と定義する。山田はまた「故実よみ」の由来について(1)その発音が忌むべき連想を生ずるのを避けたもの、「(2)慣用上いつしか変遷したもの……など種々の事情で生じた」と説明する。築島もまた「第一は、音韻変化の結果、もとの字の訓から語形が大幅に変わったもの」「又、語音の一部が脱落することがあり」、「第二は

語音の禁忌によるもので……これらは凶なるものや尊貴なるものを避けて別の読みを採用したもの」として、いずれも名目鈔所載の項目を例示している。

さらに築島は、これら「兩類ともその起った時期は詳しくは分らないが、多分鎌倉時代以降のことで、殊に室町時代以後に盛んになったのではないか」という。

また岩橋小彌太（一九五三）は、有職よみは「必ずしも一定したものではなく、家々によつて多少の相違があつた」とし、『十輪院内府記』（中院通秀、文明十八年五月二十一日条）を引いて「名目に尋常の説、洞院の説、鎌倉様、清家（清原家）分などの諸説があつたことを示してゐる」（三頁）と述べている。このことは名目鈔序文の記述とも符合する。岩崎は、さらに続けて以下のようにいう。

洞院實熙の編した名目抄は洞院の家説を何はしめるもので、當時の名目はこれに一定して居つたのではなく、他に多少の異説のあつた事は否まれないが、さりながら多少の異説はあつても、家々に別々の名目が行はれてゐたのでは、結局名目といふものが無いのと同じ事であるから、名目が重んじられて行はれてゐた以上は、大體に通ずるものがあつたと考へなければならぬ。（同、四頁）

いま深く立ち入る用意がないが、たとえば、禁忌による名目の例にかならず挙げられるものに、「笏」をシャクと読んで、その字音コツを「骨」のそれに通ずるゆえをもつて避けるということがあつたが、名目鈔の著者自筆本にそのような解説があるわけではない。のちにこれに注を加えたのは中院通秀である。しかしそれとて「有子細敷」というばかりで、「骨」と音が通ずるからシャクと読むのだとは述べていない。

また「定考」をカウヂヤウと前後逆に読むことについては、「上皇」ジャウクワウと「ひとしく聞ゆる」ことを憚つたものかという宣長の説がある<sup>(5)</sup>。しかし、山田俊雄（一九六〇、七三〜四頁）は、平安時代の「記録の類の実況

にあつて、「この時代に」「考定」「定考」両様であつたこと」から、「名目抄」などにいふところ、おそらくは、比較的后代の一種の不合理な口伝であつたものと考へられる」として、

「定考」をわざと逆読したものと認定することは積極的にはなしたがたい。ましてや、四つ仮名の混同の発生する以前に、またカ・クッの混同の発生する以前に、「上皇」との同音衝突などが生ずるわけがなかつた。したがつて、「名目抄」「壘囊抄」などの秘伝は、それとして時代的なものとみとめるとしても、古い、根拠あるものとは云ひ得ないことは、もはや歴然たるものである

と述べている。

名目鈔は、しかし、このような禁忌に由来する「故実よみ」とされるものについて、その理由を明記することはしない。「定考」については、ただ「カフチャウ」と振り仮名を付して「逆讀之例也」と細注を施すにすぎない。

これに対して音韻変化などによつて「慣用上いつしか変遷した」とされるものには、著者のいわゆる「悉曇之理」を解説するところが、とくに前半に多くみとめられる。しかし、細注の多くある区衣服篇においてその読み方を説明するところは少ない。

このような細注のある名目について、岩橋小彌太（一九五三、六頁）は「多少類を以て眺められるもの」として以下の三類をあげる。

- (一) 訓讀するか音讀するかといふ場合
- (二) 音讀するとすれば、呉音で讀むか漢音で讀むかといふ事
- (三) 更にそれを清んで讀むか濁つて讀むかといふ事

細注に記載のあることについて、これをいまま少し詳しく分類して、代表的な例を示せば以下のようである。

A音読するか訓読するか、両様か

小朝拜 コテウハイ 後生小ノ字ヲ小ト可讀コトヲ恐テ注之 I 恒例 1

鎮魂ノ祭 タマシツメノ〔左傍〕チンコンノ I 恒例 56

B漢音、呉音のいづれか

元日宴 クワンニチノエム今世諸人以僧為師爰僧云元日ケムシチ故為誠之注之 I 恒例 2

高麗 カウライ本音リ也名目ライ VIII 雑物 33

C字音の特殊な読み方

還昇 クワムシヨ 本音ハシヨウ也而名目ハシヨ又濁也 III 私儀 10

女院 ニヨフキム 常音ニヨ也名目時引之 IV 言説 91

女院 ニヨフキム 常音ニヨ也名目時引之 VI 人躰 3

D字訓の特殊な読み方

男踏哥 ヲトコタフカ ヲタフカト云人アリ定一義歟家説之上源氏物語ニモヲトコト見ユ I 恒例 9

小舍人 コトネリ トノ字ツト云ヤウニアルヘシ VI 人躰 51

E不読の漢字

視告朔 コクサク視字不讀之例也 I 恒例 4

大元帥法 タイクエムノホフ不讀帥字例也 I 恒例 7

F逆読の漢字

定考カフチャウ 逆ニ讀之例也 I 恒例 46

(参考)小考定 コカフチャウ 是ハ非レ逆ニ I 恒例 47

G清濁、連濁

同心 トウシム 當世人シムヲ清メテ云フ故注之 IV 言説 35<sup>(6)</sup>

前祖 セムシヨ 常音ハソナリ然而シヨハ名目也上ニ引レテ濁也 IV 言説 148

H連声<sup>(7)</sup>

仁王會 ニムワウエ ニムナウト可云也 是連声也 I 恒例 45

八音 ハツイム 金石絲竹「包土草木」チムト可云是連声也 IV 言説 180

本院 ホムキム ニムト可申也 VII 院中 3

版位 ヘムイ 尋常 宣命「ニト云ヘシ連声也 VIII 雑物 19

細注のしるされた項目は、全体としてみれば半数足らずであるが、IX衣服篇には八〇パーセントの項目に細注があり、VII院中篇やX喪服篇も六〇から七〇パーセントの項目にある。一方、I恒例諸公事篇やVI人躰篇は二〇パーセント台であり、ほかも三〇から四〇パーセント台でしかない。そして細注の多くは、名目それぞれの内容や用法についての説明であって、発音についての注記が多いというわけではない。

五

さて、名目鈔(實熙自筆本)の項目の多くは、漢字に振り仮名が付せられたものである。振り仮名は片仮名であり、その片仮名字体は、およそ現行字体と同じであるが、〈サ〉に「匕」、〈テ〉に「天」の第四画を省いた字体を用い、〈ミ〉には「ア」のごとき「見」字の省画字体が見られる。また〈セ〉に「せ」、〈ネ〉に「子」にもとづく字体の現

れるのは言うまでもないことである。そのほか「マ」「ユ」「キ(井)」の字体に特徴がみられる。

振り仮名の仮名遣いについては、和語のイキ(ヒ)・エエ(ヘ)・オヲ(ホ)、それぞれに歴史的仮名遣の違例が見られることは、ハ・ワ、フ・ウに関わるものも含めて、十五世紀前半に宮廷で活躍した實熙の自筆本であれば、とくにあやしむに足りないことばかりである。その例の一部を次に掲げる。

- 東豎子 アツマハラフ VI人躰 25 (ワ↓ハ)
- 片舞 カタマイ IV言説 56 (ヒ↓イ)
- 濃色 コヒイロ IX衣服 86 (イ↓ヒ)
- 女藏人 ニヨクラフト VI人躰 12 (ウ↓フ)
- 召声 メシコエ IV言説 130 (エ↓エ)
- 單 ヒトエ IX衣服 33 (ヘ↓エ)
- 鬼 ヲニ VIII雑物 51 (オ↓ヲ)<sup>(8)</sup>
- 葛折 ツ、ラオリ IV言説 73 (ヲ↓オ)
- 棹間 サホノマ V禁中 25 (ヲ↓ホ)
- 比 コロライ IV言説 106 (ホ↓ヲ)
- 三枝祭 サイクサノマツリ I恒例 37 (キ↓イ)
- 衝重 ツイカサネ VIII雑物 40 (キ↓イ)
- 韃 シタフツ IX衣服 41 (タ↓フ)

このほかに音便とされるものも含めて、とくに音韻と表記に関わる例をあげれば以下のようなものである。

- 童女御覽 ワラフコラム I恒例 58 (ハ↓フ)
- 東豎子 アツマハラフ VI人躰 25 (ハ↓フ)
- 女藏人 ニヨクラフト VI人躰 12 (ヒ↓フ)
- 日記唐櫃 ニツキノカラフト VIII雑物 44 (ヒ↓フ)
- 直物 ナフシモノ II臨時 17 (ホ↓フ)
- 直會 ナフライ IV言説 78 (ホ↓フ)
- 直衣 ナフシ IX衣服 24 (ホ↓フ)
- 小直衣 コナフシ IX衣服 29 (ホ↓フ)<sup>(9)</sup>
- 參來 マウコ IV言説 102 (キ↓ウ)
- 小葵 コアラヒ IX衣服 83 (フ↓ラ)
- 二藍 フタエフタアヒ也 IX衣服 98 (キ↓エ↓エ/キ↓ヒ)

また、撥音をあらわすのにムとンがもちいられるが、とくに使い分けは認められない。

- 勘上 カンカヘアク IV言説 51 ↓ 勘下 カムカヘクタス IV言説 52
- 上達部 カンタチメ VI人躰 41
- 水取 モントリ VI人躰 17
- 踏懸 フンカケ IX衣服 75
- 大夫君達 マチキンタチ VI人躰 40
- 夜御殿 ヨンノヲト、 V禁中 11